

岩手県告示第158号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち政策地域部に係るもの（平成22年岩手県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
地域振興室	県北文化遺産継承推進費補助、県北広域交流拠点施設整備費補助 <u>及び</u> 移住促進事業費補助	地域振興室	県北文化遺産継承推進費補助、県北広域交流拠点施設整備費補助、 <u>移住促進事業費補助及び</u> 地域総合整備資金保証料補給補助
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。